

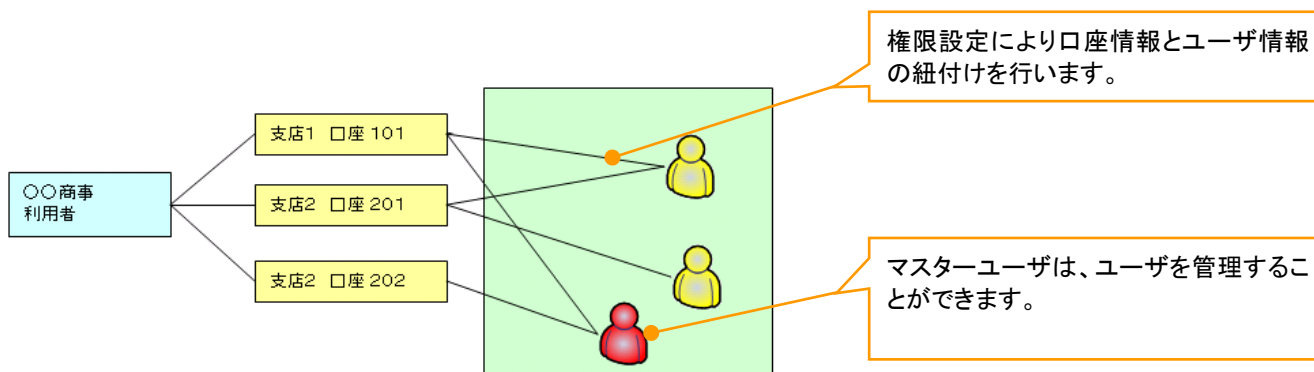


## ユーザについて

→ ユーザはマスターユーザと一般ユーザの2種類が存在します。

ユーザの種類	説明
マスターユーザ 	自分自身を含めた全てのユーザを管理することができるユーザ。
一般ユーザ 	マスターユーザによって管理され、業務権限が付与されたユーザ。



▼ マスター、一般ユーザの実施可能取引について

マスターユーザが管理対象ユーザ(自分自身・一般ユーザ)に対して、《電子記録債権取引システム》上で実施できる項目を示します。また、一般ユーザが実施できる項目を示します。

NO	実施可能取引	マスターユーザ		一般ユーザ
		自分自身	一般ユーザ	自分自身
1	ユーザの変更(ユーザ権限付与)	○	○	×
2	ユーザの更新	○	○	×
3	ユーザの照会	○	○	×
4	一般ユーザの承認パスワード初期化	×	○	×
5	一般ユーザのログインパスワード初期化	×	○	×
6	ユーザの登録解除	×	○	×
7	メールアドレス変更	○	○	×
8	電子証明書発行	×	○	×
9	電子証明書再発行	×	○	×
10	電子証明書失効	×	○	×
11	電子証明書取得	○	×	○
12	ユーザ名変更	○	○	○
13	自分自身のログインパスワードの変更 (ロック時の変更は不可)	○	×	○
14	自分自身の承認パスワード変更 (ロック時の変更は不可)	○	×	○
15	自分自身の操作履歴照会	○	×	○

マスターユーザの承認パスワードの初期化、ログインパスワードの初期化、電子証明書発行、再発行、失効の取引は、信用金庫にて実施しますので所定のお手続きをお願いいたします。

▼ ユーザの初期状態

ユーザが初期状態で保有している利用可能な取引です。削除することはできません。

ユーザの種類	利用可能な取引
マスターユーザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザ情報の変更(権限の付与)</li> <li>・ユーザ情報の更新</li> <li>・ユーザ情報の照会</li> <li>・一般ユーザのログインパスワード初期化</li> <li>・一般ユーザの承認パスワード初期化</li> <li>・ユーザの登録・解除</li> <li>・メールアドレス変更</li> <li>・一般ユーザの電子証明書発行</li> <li>・一般ユーザの電子証明書再発行</li> <li>・一般ユーザの電子証明書失効</li> </ul>
全ユーザ (マスターユーザ、一般ユーザ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザ名変更</li> <li>・自分自身のログインパスワードの変更(ロック中は変更不可)</li> <li>・自分自身の承認パスワード変更(ロック中は変更不可)</li> <li>・自分自身の操作履歴照会</li> <li>・取引先照会</li> <li>・通知情報照会</li> <li>・一括記録(結果一覧照会)<sup>※1</sup></li> <li>・電子証明書取得</li> <li>・企業情報の照会</li> </ul>

▶ 承認不要業務

担当者と承認者の区別がなく、承認の必要の無い取引です。

業務	利用可能な取引
利用者情報照会	利用者情報照会
取引先管理	取引先管理(登録/変更/削除)
取引履歴照会	取引履歴照会
操作履歴照会※2	操作履歴照会
債権照会(開示)	開示(およびダウンロード)
融資申込	融資申込照会※4※5

▶ 承認対象業務

対象業務の担当者権限を保有した場合、その取引の仮登録を行うことができます。

対象業務の承認者権限を保有した場合、その取引の仮登録を承認することができます。

業務	利用可能な取引
記録請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権発生請求(債務者請求)</li> <li>・債権発生請求(債権者請求)</li> <li>・債権譲渡請求</li> <li>・分割記録請求</li> <li>・債権一括請求</li> <li>・変更記録請求</li> <li>・保証記録請求</li> <li>・支払等記録請求</li> <li>・取引先管理(登録/変更/削除)※3※5</li> </ul>
融資申込	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割引申込</li> <li>・譲渡担保申込</li> </ul>
指定許可管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定許可管理(登録/変更/解除)</li> </ul>

▶ 担当者権限/承認者権限

担当者/承認者	説明
担当者権限	電子記録債権の取引を仮登録または差戻された取引を修正/削除する権限
承認者権限	担当者が行った仮登録を、承認/差戻する権限

① 注意事項

※1 : 口座権限が必要となります。

※2 : 自分自身の操作履歴照会の場合、権限は不要です。

※3 : 記録請求権限が付与された場合、取引先管理も利用可能になります。

※4 : 割引業務、譲渡担保業務のどちらかを保有していれば、利用可能になります。

※5 : 担当者権限/承認者権限に関係なく、利用可能です。